

平成25年度  
第3回  
会議次第

尾鷲市地域公共交通活性化協議会

# 平成25年度第3回尾鷲市地域公共交通活性化協議会

## 会 議 次 第

日 時：平成26年3月24日（月）

10：30～11：20

場 所：尾鷲市役所3階 第2・第3委員会室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 平成26年度事業計画（案）及び予算（案）について
- 4 交通政策基本法等について
- 5 その他
- 6 閉 会

○委員出席者

役職名	氏名	団体名	備考
会長	山口 武美	尾鷲市副市長	
副会長	岩本 芳和	尾鷲市区長会会長	
座長	豊福 裕二	三重大学人文学部教授	
監事	北村 芳文	尾鷲市自治会連合会副会長	
	上村 隼右	尾鷲市老人クラブ連合会会長	
委員	上村 紀美男	尾鷲市区長会副会長	
	田垣 雅伸	三交南紀交通株式会社 代表取締役 三重交通株式会社 南紀営業所長	随行 推進役 小原章孝
	石井 康男	三重県旅客自動車協会 紀北支部長 クリスタルタクシー株式会社尾鷲営業所長	
	野村 秀海	三交南紀交通労働組合副執行委員長	
	岩松 由洋	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	
	安達 一人	尾鷲警察署交通課長	
	原田 孝夫	三重県地域連携部交通政策課長	代理 伊藤郁夫
	東 元昭	国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所 尾鷲維持出張所長	
	中野 伸也	三重県尾鷲建設事務所長	

○事務局出席者

尾鷲市市長公室

室長 奥村 英仁  
 室長補佐 北村 琢磨  
 人づくり支援係長 芝山 有朋  
 主査 大和 秀成

開会：午前10時30分

## 1 開会

(豊福議長)

定刻となりましたので、ただいまから平成25年度「第3回尾鷲市地域公共交通活性化協議会」を開会させていただきます。

本日の会議ですが、ただ今の出席者は13名であります。規約第8条第1項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告いたします。

申し訳ございませんが、会議の進行上、携帯電話はマナーモードの設定をお願いします。

本日、配布している資料につきまして、事務局より説明があります。

(事務局 大和)

それでは、会議資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料といたしましては、「会議次第」、「配席図」、「平成26年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)」、「平成26年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算書(案)」、「交通政策基本法案」となりますのでご確認ください。

不足、不備等がございましたら、お申し付けくださいますようお願いいたします。

## 2 会長挨拶

(豊福議長)

それでは本日の会議でございますが、会議次第に従いまして進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次第の2の、会長からご挨拶いただきたくと存じます。

(会長 山口副市長)

会長挨拶

今回で3回目の協議会となりますが、私はこの協議会に初めて参加させていただきますのでよろしくお願いいたします。この協議会は、公共交通の利便性を高めより多くの方に利用していただけるよう改めていく場であります。

今年度は、時刻の改正や路線の変更要望などをいただき、ハラソ線の天満地区への乗り入れ、須賀利地区のバス停の増設・時刻改正など行ってきております。また、今月から須賀利地区のバスに電動ステップと手すりを整備し、また、尾鷲地区の車両につきましても、6月から須賀利地区と同様に電動ステップと手すりの付いたバスの導入を予定しています。

今後におきましても、日常からこの方が良いのではとの話がございましたら事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。本日のご審議をよろしくお願いいたします。

## 3 平成26年度事業計画(案)及び予算(案)について

**(豊福議長)**

ありがとうございました。

次に、次第の3、「平成26年度事業計画（案）」及び「平成26年度予算（案）」について、事務局より説明をお願いします。

**(事務局 北村補佐)**

それでは、「平成26年度事業計画（案）」及び「平成26年度予算（案）」について、一括してご説明いたします。

失礼いたしまして、座って説明させていただきます。

お手元の「平成26年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）」をご覧ください。

まず、1の会議の開催についてですが、生活交通ネットワーク計画の策定や路線の改善に向けた協議など、計4回の協議会開催を予定しております。

2から5のふれあいバス4路線の運行につきましては、必要に応じて改善等も視野に入れ、運行を継続することとしております。

次に、6の尾鷲市地域公共交通時刻表の作成につきましては、ダイヤ等の変更に応じて、交通時刻表を作成することとしております。

7の情報提供ですが、引き続き、ふれあいバスについての情報のほか、本協議会の会議内容等をホームページにより配信し、情報提供を行うこととしております。

最後に、8の地域公共交通システム調査につきましては、尾鷲市内の公共交通不便地域をどのようにすれば解消できるか、職員の手で行っていかうと考えており、秋にはその方向性をお示したいと、その作業を進めているところであります。

これらの事業は、下段の事業スケジュールのとおり実施してまいりたいと考えております。

続きまして、「平成26年度予算（案）」について、ご説明させていただきます。

お手元の「平成26年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算書（案）」をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。平成26年度予算は、第1条で歳入歳出予算の総額それぞれ78万9千円と定めるものであります。

予算の内訳についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款「分担金及び負担金」、1項「負担金」、1目「負担金」本年度予算額78万6千円は、尾鷲市よりの負担金を計上しております。

次に、2款「繰越金」、及び3款「諸収入」の1項「預金利子」、2項「雑入」につきましては、前年と同額の1千円を各々計上しております。

次のページ歳出ですが、1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「会議運営費」本年度予算額は20万7千円で、内訳といたしましては1節「報酬」15万9千円、これは報

酬受領対象委員に対する報酬であります。

9節「旅費」4万3千円、これは委員の会議等出席に対する費用弁償であります。

11節「需用費」5千円は事務消耗品費であります。

なお、昨年度比1千円の増でございますが、これは委員の変更により旅費の増が理由となっております。

次に、2目「事務局費」本年度予算額2万7千円で、内訳といたしましては11節「需用費」、12節「役務費」をそれぞれ説明欄のとおり計上いたしました。

なお、昨年度比1千円の増でございますが、これは消費税率変更により通信運搬費の増が理由となっております。

次に、2款「事業費」、1項「事業推進費」、1目「広報公聴費」本年度予算額50万4千円は、公共交通時刻表1万2千部作製にかかる印刷製本費を計上しております。

3款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、1目「償還金及び還付加算金」、本年度予算額1千円は、決算に伴う負担金清算の返還分となります。

4款「予備費」、1項「予備費」、1目「予備費」は、本年度予算額として5万円を計上しております。

なお、昨年度比5万円の減でございますが、これは数年来不用額が多いことから減額したことが理由となっております。

以上が、「平成26年度事業計画（案）」及び「平成26年度予算（案）」についてのご説明であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

#### **（豊福議長）**

ただいま、事務局より説明がありました。これに関して、何かご質問やご意見等ございましたらご発言をいただきたいと存じます。

#### **（上村委員）**

事業計画書（案）の(2)～(5)については現状維持をするということでしょうか。須賀利地区については、島勝で乗り継ぎがあるので冬場などはとくに大変なことを聞きます。その乗り継ぎ時間の短縮などもふくめ、直通便を望む声がありますが。

#### **（事務局 奥村室長）**

三重交通の島勝線との競合の観点からできないことと、島勝線を須賀利へ延長してもらうことについては、須賀利地区内の道路幅が狭く、須賀利地区の方が望む旧須賀利小学校まで入れません。乗り継ぎ時間はバスの遅れも考慮し10分に設定しており、バス停についても課題と認識しております。来年度の交通システム調査において市全体の交通システムを検討する中で須賀利についても検討していきたいと思っております。

**(上村委員)**

市民はふれあいバスの運行に感謝しておりますが、みんなで話をすると必ずバスのこと  
が話題となるのでよろしくお願いします。

**(豊福議長)**

他にありませんでしょうか。それでは、「平成26年度事業計画（案）」及び「平成26  
年度予算（案）」について、お諮りさせていただきます。

「平成26年度事業計画（案）」及び「平成26年度予算（案）」について、ご承認いた  
だけますか。

**(「異議なし」の声)**

**(豊福議長)**

ありがとうございます。「平成26年度事業計画（案）」及び「平成26年度予算（案）」  
について、原案のとおり承認いたします。

**5 その他**

**(豊福議長)**

次第の4の「交通政策基本法等について」ですが、岩松委員からの説明をいただく予定  
ですが、まだみえておりませんので、先に次第の5の「その他」について、事務局から報  
告をお願いします。

**(事務局 大和)**

委員皆様の任期についてですが、協議会規約第6条で2年と定められており、その任期  
が今年の3月31日に満了を迎えます。ありがとうございました。

新年度の4月1日以降につきましても、皆様のお力添えを引き続き賜りたく思っており、  
改めて御同意をお聞きした後に、4月1日付で期間を2年間とする委嘱状を郵送させてい  
ただきたいと考えておりますので、今後どうぞ御協力の程、よろしくお願いいたします。

また、事務局の体制についてですが、奥村室長が今年度をもって退職します。新しい室  
長として、北村補佐が、補佐兼政策調整係長には本日同席しております、人づくり支援係  
長の芝山が就任します。担当は引き続き大和が行わせていただく予定でおりますので、今  
後ともよろしくお願いいたします。

**4 交通政策基本法等について**

**(豊福議長)**

それでは、次第の4の「交通政策基本法等について」ですが、施行されて間もない交通政策基本法やそれに関連する法律の見直しなどにつきまして、国土交通省中部運輸局三重運輸支局の岩松委員さまから、おもにこの協議会に関することについてご説明いただきたいと思います。岩松委員さまよろしく申し上げます。

#### **(岩松委員)**

交通政策基本法は12月4日に公布、施行され、憲法と個別法をつなぐ法律として、国の交通体系を定めたもので、現在交通政策が国の重要な課題と位置づけられております。

国際競争の激化・我が国経済の低迷、災害に強い国土・地域づくりなどのことから法律ができました。国における議論の中では、資料の例えばの矢印二つ目の「危機的状況にある地域の公共交通の確保・改善」というところが大きな課題として議論となりました。

資料を一枚めくっていただいて、交通政策基本法を受けて、平成19年度制定の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が使い勝手が悪いこともあり、2月に改正法案が閣議決定され、今国会で議論されています。国会で可決成立した場合には、6ヶ月以内の施行ということで、秋頃には施行となる見込みです。

地域公共交通の活性化及び再生に関する現行の法律では、地域公共交通総合連携計画を作成し、その計画を進めていただくこととしていますが、資料の下の方ですが、問題点として、①連携計画の多くは民間バスが廃止された路線について、コミュニティバスなどで代替するための単体の計画にとどまっていませんか。②数少ない交通ネットワーク全体を対象とした連携計画も一部作成されたが、まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体的な取組みに欠けていませんか。③LRT、地方鉄道以外による地域公共交通網の再編については、実効性を担保する措置が講じられていないのではありませんか。ということがありました。

地域公共交通の活性化・再生法では、LRT整備やBRT整備、海上運送高度化、乗継円滑化、鉄道再構築・再生には、法律上の特例がありますが、コミュニティバスは国の特例を受けにくくなっています。

資料を一枚めくっていただいて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案では、改正のポイントとして、作成する計画が、地域公共交通総合連携計画から地域公共交通網形成計画となり、これは、コンパクトシティの実現に向けた取組みとの連携、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を図る必要があります。これまで連携計画は市町村が協議会を開催し策定できることとしていましたが、今後は都道府県でも協議会を開催し策定できることとなります。

#### **(豊福議長)**

ただいま、岩松委員より説明がありました。これに関して、何かご質問やご意見等がございましたらご発言をいただきたいと存じます。

**(上村委員)**

補助率はどのようになるのでしょうか。

**(岩松委員)**

事業の各々で補助率は違います。国の予算しだいで、対象者に配分するのでそれによって率は変わってきます。

**(上村委員)**

ふれあいバスへの補助金については、平成26年度は306億円を各市町に配分する形でしょうか。

**(岩松委員)**

ふれあいバスへの補助金については、これまでと同じ仕組みで、地域公共交通網形成計画が無くても補助金を受けられます。地域公共交通網形成計画を作ることによって、特例措置を受けることができるようになります。

**(上村委員)**

補助金の審査は厳しくなるのでしょうか。

**(岩松委員)**

これまでよりも簡素化が図られます。これまで、ルールに基づかないとダメでしたが、今後はこの活性化協議会において事業計画が承認されれば事業を実施できることとなります。

**(事務局 奥村室長)**

資料3ページの改正のポイント1で、県が開催する協議会は、どのような地域が対象ですか。尾鷲市と紀北町の地域で協議会の設置は可能ですか。

**(岩松委員)**

県の協議会は県全域が対象となります。現行制度においても複数市町にまたがる協議会は設置可能です。

**(事務局 奥村室長)**

ふれあいバス須賀利地区についてですが、須賀利地区から市街地直通便について、担当が三重運輸支局さんに伺うとダメだと言われていますがどうしてでしょうか。

**(岩松委員)**

複数路線があると単純に乗客は半分となり、片方が運賃が安ければそちらの利用が多くなり、もう一方の路線は廃止となると思われます。そうすると住民の方が困ることにもなるのではないのでしょうか。

**(事務局 奥村室長)**

交通形態が須賀利巡航船からふれあいバスに変わってきており、直通便を走らせたとしても、ふれあいバス運行開始以前の乗客水準となると考えられるのですが。

**(岩松委員)**

須賀利地区の事情について、詳しく分からないのですみません。

**(豊福議長)**

他に、何かご質問やご意見等はありませんでしょうか。

## 5 その他

**(豊福議長)**

それでは、会議次第5の「その他」ですが、何かございますか。

**(豊福議長)**

何もないようですので、以上をもちまして、平成25年度「第3回尾鷲市地域公共交通活性化協議会」を閉会させていただきます。お疲れ様でした。